

平成 20 年 度

柳 川 市 一 般 会 計 等 決 算 資 料

福 岡 県 柳 川 市

目 次

○ 平成 20 年度柳川市各会計決算の状況	1
1. 決算収支の状況	2
2. 繰越の状況	2
3. 歳入の状況	3
(1) 歳入の状況	3
(2) 歳入決算の款別説明	5
(3) 自主・依存財源区分	10
4. 市税の徴収実績	11
5. 歳出の状況	12
(1) 目的別	13
(2) 普通会計決算純計操作	14
(3) 性質別	15
6. 人件費の状況	16
7. 市債の状況	18
(1) 目的別市債の借入明細書	18
(2) 市債借入先別利率別現在高、年度別償還状況	19
8. 合併特例債借入状況	20
9. 各種基金の状況	21
10. ふるさと元気応援基金運用状況	23
11. 経常収支比率の状況	25
12. 財政指標及び地方財政健全化法比率	26
13. 決算の概要（普通会計分）	27
14. 財政用語集	28～31

平成20年度柳川市各会計決算の状況

(単位:千円)

【一般会計】	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額
一般会計	26,459,247	26,032,401	426,846	71,113	355,733
【特別会計】	13,075,956	13,049,124	26,832	2,530	24,302
国民健康保険特別会計	9,578,256	9,560,605	17,651		17,651
老人保健特別会計	968,211	995,492	△ 27,281		△ 27,281
後期高齢者医療特別会計	759,653	748,674	10,979		10,979
住宅新築資金等特別会計	9,774	8,395	1,379		1,379
公共用地先行取得等特別会計	0	0	0		0
下水道事業特別会計	1,760,062	1,735,958	24,104	2,530	21,574
一般・特別会計 合計	39,535,203	39,081,525	453,678	73,643	380,035

【公営企業会計】

水道事業会計

(単位:千円)

収益的収支	1,356,637	1,237,245	(税抜き額 106,442) 119,392	
資本的収支	352,787	788,547	△ 435,760	不足分については、損益勘定留保資金358,088千円、消費税・地方消費税資本的収支調整額16,672千円及び建設改良積立金61,000千円で補てん。

1. 柳川市一般会計決算収支の状況

(単位：千円)

区 分		平成 20 年度	平成 19 年度	増 減
歳 入 総 額		26,459,247	27,874,325	△ 1,415,078
歳 出 総 額		26,032,401	27,492,120	△ 1,459,719
歳 入 歳 出 差 引		426,846	382,205	44,641
翌年度に繰り越すべき財源	継続費通次繰越額			
	繰越明許費繰越額	71,113	38,690	32,423
	事故繰越繰越額			
	計	71,113	38,690	32,423
実 質 収 支		355,733	343,515	12,218

2. 繰越の状況

平成20年度から平成21年度に下記の13事業を繰り越しました。

(単位：千円)

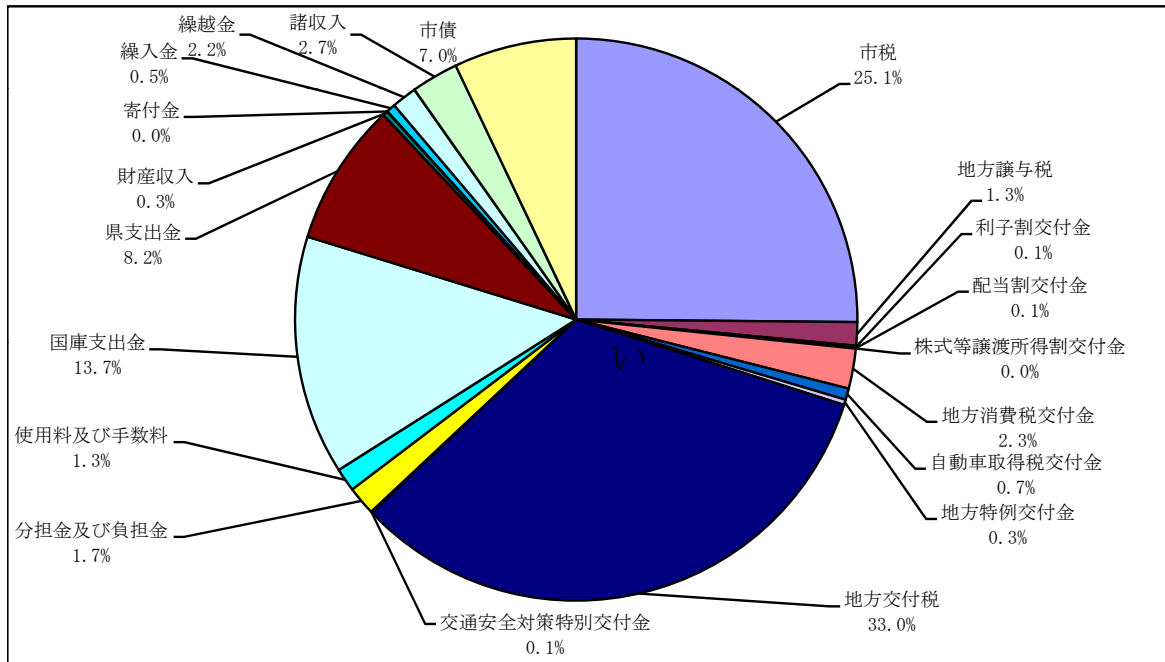
款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左の財源内訳			一般財源
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	
3款	1項	民生費 社会福祉費 定額給付金給付事業	1,185,703	1,179,720	7,905	1,171,815		
3款	2項	民生費 児童福祉費 子育て応援特別手当事業	43,459	43,080	260	37,529		5,291
6款	2項	農林水産業費 水産業費 漁業団地整備費 (補助事業)	77,000	77,000	11	56,210	18,700	2,079
8款	2項	土木費 道路橋りょう費 道路新設改良費	22,000	22,000		20,348		1,652
8款	2項	土木費 道路橋りょう費 高田町永末開線道路整備事業	20,000	20,000		18,499		1,501
8款	4項	土木費 都市計画費 柳川駅東部土地区画整理事業	55,000	11,500		300	8,200	3,000
8款	4項	土木費 都市計画費 観光・道路系案内板整備事業	18,000	18,000		16,649		1,351
9款	1項	消防費 消防費 救急自動車及び消防自動車購入事業	62,500	62,500		57,809		4,691
10款	2項	教育費 小学校費 小学校アスベスト工事 (除去工事費)	4,200	3,413				3,413
10款	2項	教育費 小学校費 校舎等耐震診断調査事業	73,300	73,300		67,798		5,502
10款	3項	教育費 中学校費 校舎等耐震診断調査事業	26,700	26,700		24,696		2,004
10款	3項	教育費 中学校費 三橋中学校グラウンド整備事業	45,000	45,000		41,622		3,378
10款	5項	教育費 社会教育費 三橋公民館アスベスト除去工事 (設計監理委託料・除去工事費)	29,600	29,075				29,075
合 計			1,662,462	1,611,288	8,176	1,513,275	26,900	62,937

3. 歳入の状況

(単位：千円、%)

	平成20年度		平成19年度		増減額 A-B C	増減率 C/B*100
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 市税	6,653,324	25.1	6,655,668	23.9	△ 2,344	0.0
2 地方譲与税	356,025	1.3	371,388	1.3	△ 15,363	△ 4.1
3 利子割交付金	30,717	0.1	31,151	0.1	△ 434	△ 1.4
4 配当割交付金	8,556	0.0	24,810	0.1	△ 16,254	△ 65.5
5 株式等譲渡所得割交付金	3,386	0.0	16,028	0.1	△ 12,642	△ 78.9
6 地方消費税交付金	607,970	2.3	656,569	2.4	△ 48,599	△ 7.4
7 自動車取得税交付金	173,957	0.7	207,858	0.7	△ 33,901	△ 16.3
8 地方特例交付金	79,741	0.3	49,042	0.2	30,699	62.6
9 地方交付税	8,744,337	33.0	8,495,936	30.5	248,401	2.9
10 交通安全対策特別交付金	15,666	0.1	17,739	0.1	△ 2,073	△ 11.7
11 分担金及び負担金	437,258	1.7	449,639	1.6	△ 12,381	△ 2.8
12 使用料及び手数料	355,207	1.3	363,294	1.3	△ 8,087	△ 2.2
13 国庫支出金	3,637,263	13.7	3,799,447	13.6	△ 162,184	△ 4.3
14 県支出金	2,173,186	8.2	2,307,673	8.3	△ 134,487	△ 5.8
15 財産収入	76,984	0.3	98,063	0.4	△ 21,079	△ 21.5
16 寄付金	5,577	0.0	2,808	0.0	2,769	98.6
17 繰入金	136,000	0.5	287,701	1.0	△ 151,701	△ 52.7
18 繰越金	382,206	1.4	610,959	2.2	△ 228,753	△ 37.4
19 諸収入	717,187	2.7	573,452	2.1	143,735	25.1
20 市債	1,864,700	7.0	2,855,100	10.2	△ 990,400	△ 34.7
合 計	26,459,247	100.0	27,874,325	100.0	△ 1,415,078	△ 5.1

(注) 端数処理の関係で各科目の各構成比合計が100%にならない場合があります。



国庫支出金・県支出金の内訳（一千万円以上）

国庫支出金

(単位：千円)

区分	金額
国庫負担金	2,557,353
生活保護費	1,080,814
国民健康保険基盤安定事業負担金	24,951
私立保育所委託費	544,395
児童扶養手当	102,969
自立支援給付費	330,155
被用者児童手当	179,397
非被用者児童手当	57,683
特別障害者手当等	16,655
土地区画整理事業負担金	155,800
公共土木施設災害復旧費	61,338
国庫補助金	1,059,174
地域生活支援事業費	13,319
次世代育成支援対策交付金	114,243
地域介護・福祉空間整備交付金	30,000
定額給付金給付事業費	11,987
小型合併処理浄化槽設置補助金	38,415
水産基盤整備事業補助金	61,500
市町村道整備事業費	143,550
まちづくり交付金	224,000
土地区画整理事業補助金	103,400
住宅市街地総合整備事業費	130,000
安全安心の学校づくり交付金	25,250
地域活性化・緊急安全安心対策交付金	30,000
地域活性化・生活対策臨時対策交付金	105,000
国庫委託金	20,736
基礎年金等事務費	15,135
合計	3,637,263

県支出金

(単位：千円)

区分	金額
県負担金	1,094,327
保育所運営委託費	272,198
被用者児童手当	97,484
非被用者児童手当	56,367
国民健康保険基盤安定事業費	178,815
自立支援給付費	165,437
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	146,601
土地区画整理事業負担金	44,600
農業用施設災害復旧費	121,745
県補助金	896,125
重度心身障害者医療費	96,319
母子家庭等医療費	29,013
乳幼児医療費	51,058
放課後児童健全育成事業費	28,344
児童育成事業費	11,328
小型合併処理浄化槽設置事業費	39,830
漁村再生交付金	80,300
農村環境整備事業費	18,120
国土調査事業費	39,150
競争力ある土地利用型農業育成事業費	19,710
活力ある高収益型園芸産地育成事業費	14,586
漁港関係事業費	28,290
強い水産業づくり事業費	108,910
国営造成施設基幹水利施設管理事業費	46,330
農村漁村活性化プロジェクト支援事業	49,680
農業用水水源地域保全対策事業費	26,000
合併推進特例交付金	150,000
県委託金	182,734
県税徴収費	154,351
柳川古文書館費	10,382
合計	2,173,186

(2) 歳入決算の款別説明

1 款 市 税

(1) 市民税

地方税の基幹的なものであり、行政サービスを提供するために必要な経費について、広く住民に負担してもらうもので、市内に住所を有するものが納税義務者となります。なお、19年度からは国の三位一体改革による税源移譲の関係で個人所得割が大幅な増収となっております。

(単位：千円、%)

	20年度	19年度	増減額	伸率
個人均等割	93,415	92,607	808	0.9
個人所得割	2,393,272	2,372,614	20,658	0.9
法人均等割	123,995	121,197	2,798	2.3
法人税割	252,066	310,729	△58,663	△18.9
計	2,862,748	2,897,147	△34,399	△1.2

(2) 固定資産税

市民税とともに地方税の基幹的なものであり、土地、家屋及び償却資産の3種類に対する財産税で、その所有者が納税義務者となります。

(単位：千円、%)

	20年度	19年度	増減額	伸率
土地	1,199,391	1,159,988	39,403	3.4
家屋	1,631,680	1,622,072	9,608	3.2
償却資産	393,046	404,722	△11,676	△2.9
国有資産等所在市交付金	10,641	12,347	△1,706	△13.8
計	3,234,758	3,199,129	35,629	1.1

(3) 軽自動車税

軽自動車、原動機付自転車などの所有者に対する税です。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
158,566	154,972	3,594	2.3

(4) 市たばこ税

製造たばこの消費に対する税。19年度の税率は1,000本につき3,298円。(旧3級品の紙巻たばこ1,564円)平成18年7月改定。(旧3級品の紙巻たばこ：エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄)

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
390,908	396,888	△5,980	△1.5

(5) 入湯税

鉱泉浴場における入湯に対する税です。(宿泊150円、日帰り50円)

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
6,251	7,509	△1,258	△16.8

(6) 都市計画税

都市計画区域内の土地、家屋に対する税です。滞納繰越分及び課税漏れに係る調定分です。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
93	23	70	304.3

2款 地方譲与税

(1) 自動車重量譲与税

国税として徴収される自動車重量税の収入額の1/3に相当する額を自動車重量譲与税として市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積を基礎に算定されます。

(2) 地方道路譲与税

国税として徴収される地方道路税の収入の全額を地方道路譲与税の財源としており、その100分の42に相当する額を市町村の道路の延長及び面積により按分して譲与されます。

(単位：千円、%)

	20年度	19年度	増減額	伸率
自動車重量譲与税	269,442	276,028	△6,586	△2.4
地方道路譲与税	86,583	95,360	△8,777	△9.2
計	356,025	371,388	△15,363	△4.1

3款 利子割交付金

県に納入される利子割額に相当する額から5%の事務費を控除した額の3/5を市町村の個人県民税額を基礎に按分して交付されます。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
30,717	31,151	△434	△1.4

4款 配当割交付金

一定の上場株式等の配当等に課税される配当割について、その3分の2相当額が市町村に対して当該市町村の個人県民税額を基礎に交付されます。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
8,556	24,810	△16,254	△65.5

5款 株式等譲渡所得割交付金

源泉徴収を選択した特定口座における株式等譲渡所得割について、その3分の2相当額が市町村に対して当該市町村の個人県民税額を基礎に交付されます。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
3,386	16,028	△12,642	△78.9

6款 地方消費税交付金

消費税5%のうち1%分が地方消費税の税額(残り4%分が消費税の税額)となっており、その2分の1を人口及び従業者数により按分し市町村に交付されます。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
607,970	656,569	△48,599	△7.4

7款 自動車取得税交付金

県税として徴収される自動車取得税から5%の事務費を控除した額の70%相当額を市町村の道路の延長及び面積により按分し交付されます。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
173,957	207,858	△33,901	△16.3

8款 地方特例交付金

児童手当特例交付金は、18年度から児童手当支給対象年齢が小学校3学年終了から小学校終了までに引き上げられるなどの制度拡充が行われたことによる地方負担の増加に対応するために交付されるものです。

減収補てん特例交付金は、住宅借入金等特別控除による減収分を補てんするため、平成20年度から新たに設けられたものであります。

特別交付金は、恒久的減税の廃止に併せて減税補てん債が18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として19年度から3年間（19年度～21年度）交付されるものです。

地方税等減収補てん臨時交付金は、平成20年4月の1ヶ月間の道路特定財源暫定税率の失効による地方道路譲与税及び自動車取得税の減収分を補てんするため、単年度限りの制度として設けられたものであります。

(単位：千円、%)

	20年度	19年度	増減額	伸率
児童手当特例交付金	35,393	35,309	84	0.2
減収補てん特例交付金	23,362	—	23,362	皆増
特別交付金	13,733	13,733	0	—
地方税等減収補てん臨時交付金	7,253	—	7,253	皆増
計	79,741	49,042	30,699	62.6

9款 地方交付税

地方交付税の総額は、所得税及び酒税の収入額の32%、法人税の収入額の35.8%、消費税の収入額の29.5%、たばこ税の収入額の25%と定められています。なお、普通交付税と特別交付税の財源比率は94対6とされています。

(単位：千円、%)

	20年度	19年度	増減額	伸率
普通交付税	7,508,063	7,259,837	248,226	3.4
特別交付税	1,236,274	1,236,099	175	0.0
計	8,744,337	8,495,936	248,401	2.9

10款 交通安全対策特別交付金

交通反則金に係る収入相当額等から郵便手数料相当額及び通告書送付費支出金相当額の合算額を控除した金額が都道府県及び市町村に交付されることになっています。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
15,666	17,739	△2,073	△11.7

11款 分担金及び負担金

保育園や老人ホームの利用など特定の事業について、その経費にあてるため特別に関係ある者がその経費の全部又は一部を市町村に対して負担するものです。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
437,258	449,639	△12,381	△2.8

12款 使用料及び手数料

(1) 使用料 温泉給湯や公営住宅等、行政財産の使用に対する使用料です。

(2) 手数料 印鑑証明の交付や畜犬登録、不燃物処理場等行政事務に対する手数料です。

(単位：千円、%)

	20年度	19年度	増減額	伸率
使用料	216,828	216,186	642	0.3
手数料	138,379	147,108	△8,729	△5.9
計	355,207	363,294	△8,087	△2.2

13款 国庫支出金 地方公共団体がその事務を行なうために要する経費に充てるための支出金です。

- (1) 国庫負担金 一定の事務について、経費の負担区分を定めて国がその一部又は全部を義務的に負担するもの。
- (2) 国庫補助金 国が、施策遂行のために奨励的あるいは財政援助的に地方公共団体に交付するもの。
- (3) 国庫委託金 国が行なうべき事務を地方公共団体に行なわせ、実施に要する経費の全額を交付するもの。

(単位：千円、%)

	20年度	19年度	増減額	伸率
国庫負担金	2,557,353	2,583,507	△26,154	△1.0
国庫補助金	1,059,174	1,193,629	△134,455	△11.3
国庫委託金	20,736	22,311	△1,575	△7.1
計	3,637,263	3,799,447	△162,184	△4.3

14款 県支出金

県が市町村の特定の経費に対して交付する支出金。国庫支出金と同様に性質に応じて、県負担金、県補助金、県委託金に区分されます。

(単位：千円、%)

	20年度	19年度	増減額	伸率
県負担金	1,094,327	1,009,738	84,589	8.4
県補助金	896,125	1,115,912	△219,787	△19.7
県委託金	182,734	182,023	711	0.4
計	2,173,186	2,307,673	△134,487	△5.8

15款 財産収入 普通財産の貸付け、売払いによる収入や、基金利子などです。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
76,984	98,063	△21,079	△21.5

16款 寄付金

(単位：千円、%)

	20年度	19年度	増減額	伸率
総務費寄付金	50	50	0	0.0
民生費寄付金	1,010	2,095	△1,085	△51.8
教育費寄付金	2,637	663	1,974	297.7
ふるさと寄付金	1,880	—	1,880	皆増
計	5,577	2,808	2,769	98.6

17款 繰入金 財源調整や特定の事業の遂行のために基金などから繰り入れるものです。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
136,000	287,701	△151,701	△52.7

18款 繰越金 前年度の決算剰余金と繰り越した事業にかかる一般財源です。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
382,206	610,959	△228,753	△37.4

19款 諸収入

他のいずれの収入科目にも組み入れることができない収入で、延滞金、加算金及び過料、市預金利子、貸付金元利収入などがあります。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
717,187	573,452	143,735	25.1

20款 市 債

市の長期的な借入金です。公共施設の建設など大規模な事業の財源に充てることで、年度間の財政負担を平準化し、また、将来利用する者との負担の世代間調整の役割も果たします。

(単位：千円、%)

20年度	19年度	増減額	伸率
1,864,700	2,855,100	△990,400	△34.7

地方交付税制度

(1) 地方交付税制度の目的

地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、必要な財源の確保を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにある。

◎財源の均等化（財政調整機能）

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体間の過不足を調整する。

◎財源の保障（財源保障機能）

- ・地方交付税の総額が国税5税の一定割合として法定されることにより、地方財源は総額として保障されている。
- ・基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように必要な財源を保障する。

(2) 地方交付税制度運営の基本

◎地方交付税の総額を財源不足団体に対し、衡平に交付しなければならない。（地方交付税法第3条の1）

◎交付にあたっては地方自治の本旨を尊重し、条件を付け又はその用途を制限してはならない。（地方交付税法第3条の2）

この点で、地方交付税は国庫補助金と根本的に異なる性格を有しており、地方税と並んで憲法で保障された地方自治の理念を実現していくための重要な一般税源（地方で自主的な判断で使用できる財源）である。

(3) 地方交付税の総額

所得税・酒税	32.0%	消費税	29.5%
法人税	35.8%	たばこ税	25.0%

(4) 地方交付税の種類

◎普通交付税 ・財源不足団体に対し、交付税総額の94%

◎特別交付税 ・普通交付税で捕捉されない特別の財政需要等に対し交付し、交付税総額の6%

(5) 特別交付税の決定

特別交付税の額は、

- ・普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること。
- ・普通交付税の算定に用いる基準財政収入額に過大に積算された財政収入があること。
- ・普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があること等を考慮して決定される。

(3) 自主・依存財源区分

(単位：千円、%)

区 分		平成20年度		平成19年度		差額	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
自主財源	市税	6,653,324	25.1	6,655,668	23.9	△ 2,344	1.2
	分担金・負担金	437,258	1.7	449,639	1.6	△ 12,381	0.1
	使用料・手数料	355,207	1.3	363,294	1.3	△ 8,087	0.0
	財産収入	76,984	0.3	98,063	0.4	△ 21,079	△ 0.1
	寄付金	5,577	0.0	2,808	0.0	2,769	0.0
	繰入金	136,000	0.5	287,701	1.0	△ 151,701	△ 0.5
	繰越金	382,206	1.4	610,959	2.2	△ 228,753	△ 0.8
	諸収入	717,187	2.7	573,452	2.1	143,735	0.6
	計	8,763,743	33.1	9,041,584	32.4	△ 277,841	0.7
依存財源	地方譲与税	356,025	1.3	371,388	1.3	△ 15,363	0.0
	利子割交付金	30,717	0.1	31,151	0.1	△ 434	0.0
	配当割交付金	8,556	0.0	24,810	0.1	△ 16,254	△ 0.1
	株式等譲渡所得割交付金	3,386	0.0	16,028	0.1	△ 12,642	△ 0.1
	地方消費税交付金	607,970	2.3	656,569	2.4	△ 48,599	△ 0.1
	自動車取得税交付金	173,957	0.7	207,858	0.7	△ 33,901	0.0
	地方特例交付金	79,741	0.3	49,042	0.2	30,699	0.1
	地方交付税	8,744,337	33.0	8,495,936	30.5	248,401	2.5
	普通交付税	7,508,063	28.4	7,259,837	26.0	248,226	2.4
	特別交付税	1,236,274	4.7	1,236,099	4.4	175	0.3
	交通安全対策特別交付金	15,666	0.1	17,739	0.1	△ 2,073	0.0
	国庫支出金	3,637,263	13.7	3,799,447	13.6	△ 162,184	0.1
	県支出金	2,173,186	8.2	2,307,673	8.3	△ 134,487	△ 0.1
	市債	1,864,700	7.0	2,855,100	10.2	△ 990,400	△ 3.2
計	17,695,504	66.9	18,832,741	67.6	△ 1,137,237	△ 0.7	
総計	26,459,247	100.0	27,874,325	100.0	△ 1,415,078	0.0	

(注) 端数処理の関係で各項目の構成比合計が100%にならない場合があります。

4. 市税の徴収実績

(単位：千円、%)

税科目	区分	平成20年度			平成19年度	比較	
		調定額	収入額(A)	徴収率	収入額(B)	増減額(A)-(B)	増減率
普通税		7,077,380	6,646,980	93.9	6,648,136	△ 1,156	△ 0.0
	市民税	3,005,532	2,862,748	95.2	2,897,147	△ 34,399	△ 1.2
	個人均等割	97,947	93,415	95.4	92,607	808	0.9
	個人所得割	2,525,668	2,393,272	94.8	2,372,614	20,658	0.9
	上記の内 退職所得分	28,383	28,383	100.0	28,179	204	0.7
	法人均等割	128,005	123,995	96.9	121,197	2,798	2.3
	法人税割	253,912	252,066	99.3	310,729	△ 58,663	△ 18.9
	固定資産税	3,507,412	3,234,758	92.2	3,199,129	35,629	1.1
	純固定資産税	3,496,771	3,224,117	92.2	3,186,782	37,335	1.2
	土地	1,300,820	1,199,391	92.2	1,159,988	39,403	3.4
	家屋	1,769,666	1,631,680	92.2	1,622,072	9,608	0.6
	償却資産	426,285	393,046	92.2	404,722	△ 11,676	△ 2.9
	国有資産等 所在市交付金	10,641	10,641	100.0	12,347	△ 1,706	△ 13.8
	軽自動車税	173,528	158,566	91.4	154,972	3,594	2.3
	市たばこ税	390,908	390,908	100.0	396,888	△ 5,980	△ 1.5
目的税		7,615	6,344	83.3	7,532	△ 1,188	△ 15.8
	入湯税	6,251	6,251	100.0	7,509	△ 1,258	△ 16.8
	都市計画税	1,364	93	6.8	23	70	304.3
	土地	559	38	6.8	9	29	322.2
	家屋	805	55	6.8	14	41	292.9
合計		7,084,995	6,653,324	93.9	6,655,668	△ 2,344	△ 0.0
国民健康保険税		2,387,741	1,860,546	77.9	2,318,982	△ 458,436	△ 19.8

※現年課税分及び滞納繰越分の合算額です。

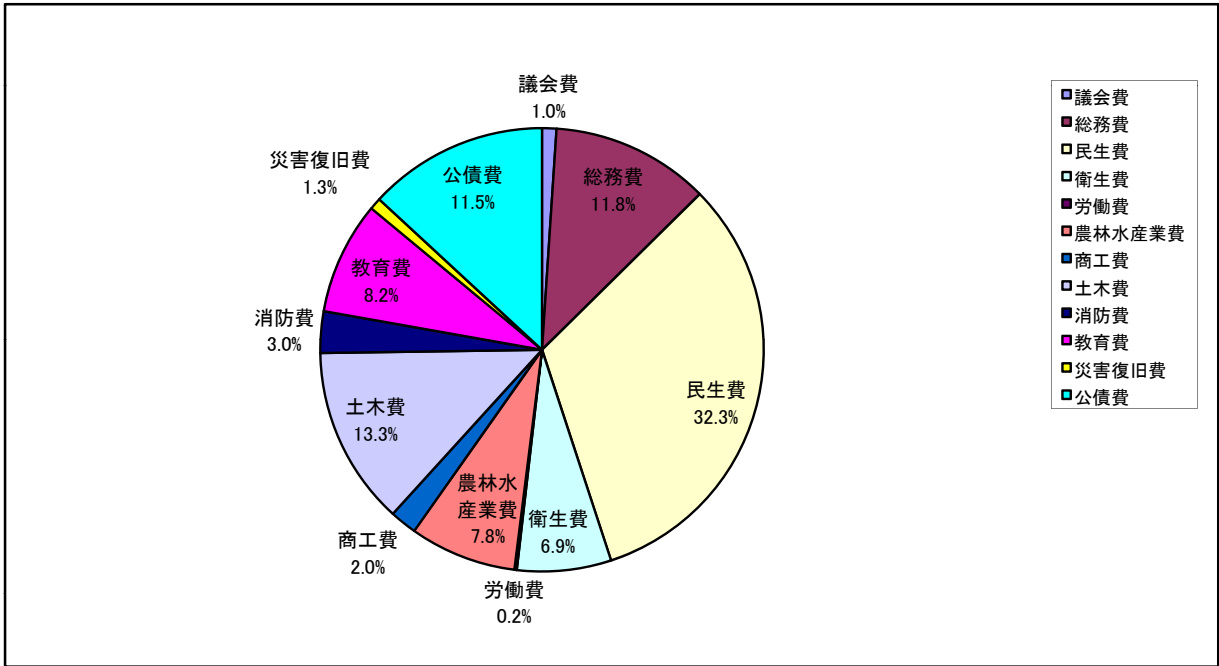
5. 歳出の状況

(1) 目的別

(単位：千円、%)

区分 款・項	平成20年度		平成19年度		増減額 A-B C	増減率 C/B*100
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 議会費	273,917	1.1	272,983	1.0	934	0.3
2 総務費	3,007,893	11.6	3,228,826	11.7	△ 220,933	△ 6.8
3 民生費	8,420,896	32.3	7,625,289	27.7	795,607	10.4
4 衛生費	1,788,263	6.9	2,559,809	9.3	△ 771,546	△ 30.1
5 労働費	42,963	0.2	45,787	0.2	△ 2,824	△ 6.2
6 農林水産業費	2,028,296	7.8	2,469,023	9.0	△ 440,727	△ 17.9
7 商工費	512,933	2.0	532,011	1.9	△ 19,078	△ 3.6
8 土木費	3,388,842	13.0	3,655,084	13.3	△ 266,242	△ 7.3
9 消防費	787,037	3.0	827,163	3.0	△ 40,126	△ 4.9
10 教育費	2,141,676	8.2	2,741,068	10.0	△ 599,392	△ 21.9
11 災害復旧費	224,328	0.9	362,149	1.3	△ 137,821	△ 38.1
12 公債費	3,415,357	13.1	3,172,928	11.5	242,429	7.6
13 予備費	0	—	0	—	0	—
合計	26,032,401	100.0	27,492,120	100.0	△ 1,459,719	△ 5.3

(注) 端数処理の関係で各科目の構成比合計が100%にならない場合があります。



目的別経費の増減内容 (増減率±5%以上)

(単位：千円、%)

区分	増減額	増減率	主な増減の内容
総務費	△ 220,933	△6.8	給料・職員手当等・共済費(総務費計上分) △142,106 基金積立金 △66,256
民生費	795,607	10.4	後期高齢者医療事業費 859,290 国民健康保険基盤安定制度負担金 △74,333
衛生費	△ 771,546	△ 30.1	老人保健特別会計繰出金 △633,206 健康診査がん検診事業費 △93,670
労働費	△ 2,824	△ 6.2	柳川市シルバー人材センター運営費補助金 △6,000 柳川市シルバー人材センター生活支援事業等補助金 4,500
農林水産業費	△ 440,727	△ 17.9	漁業団地整備事業費(補助事業分) △322,125 漁業団地共同加工施設補助金 △130,248 筑後平野南部地域農地保全対策事業費 △56,953 国営造成施設基幹水利施設管理事業費 61,947
土木費	△ 266,242	△ 7.3	九州自動車道インターチェンジ取付道路負担金 △59,455 西鉄中島駅前通り線事業費負担金 △54,518 桜の木団地建替事業 △263,487 歴史を活かしたまちづくり事業費 △72,030
教育費	△ 599,392	△ 21.9	藤吉小学校校舎改築事業費 △665,503 柳河小学校施設整備費 57,765
災害復旧費	△ 137,821	△ 38.1	農業用施設災害復旧費 △45,497 道路施設災害復旧費 △92,324
公債費	242,429	7.6	財政融資資金繰上償還元金 228,953 公営企業金融公庫繰上償還元金 35,809 旧簡保資金繰上償還元金 13,976

(2) 普通会計決算純計操作

1) 決算統計算定純計操作処理内容

通常、マスコミ等で報道される決算状況については、国の全国標準のルールによる地方財政状況調査、いわゆる「決算統計」をもとに行われるものであり、この時に用いる会計を「普通会計」といいます。本市における普通会計は、「一般会計」、「住宅新築資金等特別会計」及び「公共用地先行取得等特別会計」で、これらの会計を一定のルールに基づき、算定合算したものが決算数値であります。

具体的には、下記のとおりです。

□後期高齢者医療広域連合事業会計との調整（人件費分）

	歳入	歳出	備考
一般会計決算額	26,459,247	26,032,401	
人件費調整	△ 7,358	△ 7,358	1名分
計①	26,451,889	26,025,043	

※一般会計から支出した広域連合への派遣職員1名分の人件費について、同連合との二重計上を避けるため、歳入歳出額を調整する。

□本市会計間調整

区分	歳入	歳出	差引
一般会計決算額①	26,451,889	26,025,043	426,846
住宅新築資金等特別会計決算額	9,774	8,395	1,379
小計②	26,461,663	26,033,438	428,225

□普通会計内の繰入・繰出の調整（住宅新築資金等特別会計分）

区分	歳入	歳出	差引額
一般会計＋住宅新築資金等特別会計決算額合計②	26,461,663	26,033,438	428,225
一般会計繰出金（住宅新築資金等特別会計へ）		△ 5,000	5,000
住宅新築資金等特別会計繰入金（一般会計から）	△ 5,000		△ 5,000
小計③	26,456,663	26,028,438	428,225

※普通会計内において繰入・繰出を行っている場合、決算規模がその分大きくなるため、繰入・繰出が無かったものとして決算調整するものです。具体的には、一般会計から500万円の繰出しをし、住宅新築資金等特別会計で500万円の繰入れをしており、これを調整したものです。なお、公共用地先行取得等特別会計は、歳入歳出ともに執行額がありません。

2) 一般会計と決算統計の比較

区分	一般会計	決算統計	差引
歳入	26,459,247	26,456,663	2,584
歳出	26,032,401	26,028,438	3,963
差引	426,846	428,225	△ 1,379
翌年度に繰り越すべき財源	71,113	71,113	0
実質収支	355,733	357,112	△ 1,379

(3) 性質別

(単位：千円、%)

	平成20年度		平成19年度		増減額 A-B C	増減率 C/B*100
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 人件費	4,898,225	18.8	5,134,341	18.7	△ 236,116	△ 4.6
2 物件費	2,764,140	10.6	2,726,386	9.9	37,754	1.4
3 維持補修費	140,649	0.5	128,642	0.5	12,007	9.3
4 扶助費	5,246,178	20.2	5,152,268	18.7	93,910	1.8
5 補助費等	1,863,022	7.2	1,958,452	7.1	△ 95,430	△ 4.9
6 公債費	3,423,717	13.2	3,180,128	11.6	243,589	7.7
7 積立金	454,841	1.7	521,097	1.9	△ 66,256	△ 12.7
8 投資・出資・貸付金	354,151	1.4	365,458	1.3	△ 11,307	△ 3.1
9 繰出金	2,628,635	10.1	2,507,610	9.1	121,025	4.8
10 投資的経費	4,254,880	16.3	5,821,976	21.2	△ 1,567,096	△ 26.9
うち人件費	65,760	0.3	77,440	0.3	△ 11,680	△ 15.1
1 普通建設事業費	4,059,411	15.6	5,490,178	20.0	△ 1,430,767	△ 26.1
補助事業費	1,871,951	7.2	2,873,428	10.5	△ 1,001,477	△ 34.9
単独事業費	1,907,563	7.4	2,163,140	7.9	△ 255,577	△ 11.8
県営事業負担金	273,552	1.0	387,810	1.4	△ 114,258	△ 29.5
同級他団体施行事業負担金	6,345	0.0	65,800	0.2	△ 59,455	△ 90.4
2 災害復旧事業費	195,469	0.7	331,798	1.2	△ 136,329	△ 41.1
合計	26,028,438	100.0	27,496,358	100.0	△ 1,467,920	△ 5.3

※各数値は、地方財政状況調査（決算統計）による。

説明

1 人件費

報酬、給料、職員手当、共済費、退職手当等の人件費です。

2 物件費

賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料等にかかる経費です。

3 維持補修費

道路やクリーク、各種施設等公共用又は公用施設を維持補修するための経費です。

4 扶助費

生活保護、障害者福祉、老人福祉等社会保障のための経費です。

5 補助費等

報償費や負担金、補助金等にかかる支出で、一部事務組合負担金が主なものです。

6 公債費

地方債の発行による元金の償還及び利子の支払いに要する経費です。

7 積立金

基金への積立金です。

8 投資・出資・貸付金

福岡県南水道企業団に対する出資、中小企業者等経営安定資金融資預託金等が主なものです。

9 繰出金

一般会計と特別会計間の予算の相互充用のために支出される経費です。決算額は国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道特別会計、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金と介護保険広域連合、後期高齢者医療広域連合への負担金です。

10-1 普通建設事業費

道路、橋りょう、学校などの建設や100万円以上の備品購入に係る経費です。国からの補助などを受けて行なう補助事業費、県からの補助を受けて又は独自に行なう単独事業費、県が行なう事業の一部を負担する県営事業負担金等に分類されます。

10-2 災害復旧事業費

災害によって被害を受けた施設などを原形に復旧するための経費です。

6. 人件費の状況

◎総括

(単位：千円、%)

区分	平成20年度		平成19年度		比較	
	決算総額(A)	構成比	決算総額(B)	構成比	(A)-(B)	伸び率
歳出総額	26,028,438	100.0	27,496,358	100.0	△1,467,920	△5.3
内人件費	4,898,225	18.8	5,134,341	18.7	△236,116	△4.6

1. 議員

(単位：千円、%)

区分	平成20年度	平成19年度	増減	備考
報酬	140,051	140,728	△677	H18.10月～30人
期末手当	44,505	44,505	0	
共済費	23,492	22,152	1,340	
合計	208,048	207,385	663	

2. 長等(市長、副市長、収入役、教育長)

(単位：千円、%)

区分	平成20年度	平成19年度	増減	備考
給料	33,220	33,220	0	
職員手当	20,472	20,472	0	
調整手当	0	0	0	
期末手当	10,506	10,506	0	
退職手当組合負担金	9,966	9,966	0	
共済費	5,917	5,616	301	
合計	59,609	59,308	301	

3. 職員給

(単位：千円、%)

区分	平成20年度	平成19年度	増減	備考
給料	2,003,862	2,119,245	△115,383	
職員手当	1,552,417	1,665,377	△112,960	
扶養手当	83,466	87,858	△4,392	
調整手当	0	0	0	
地域手当	10,835	11,483	△648	
管理職手当	30,344	31,896	△1,552	
時間外勤務手当	84,352	85,958	△1,606	
特殊勤務手当	970	945	25	
休日勤務手当	22,924	25,989	△3,065	
夜間勤務手当	4,073	4,601	△528	
通勤手当	18,274	18,666	△392	
住居手当	42,576	41,390	1,186	
期末勤勉手当	842,649	894,513	△51,864	
退職手当組合負担金	387,344	439,277	△51,933	
管理職員特別勤務手当	0	76	△76	
児童手当	24,610	22,725	1,885	
共済費	583,964	604,013	△20,049	
合計	4,140,243	4,388,635	△248,392	

4. その他の特別職

(単位：千円、%)

区分	平成20年度	平成19年度	増減	備考
報酬	429,714	421,275	8,439	行政・審議会委員、嘱託職員等
恩給及び退職年金	945	945	0	
災害補償費	6,217	7,121	△904	
職員共済会負担金	12,655	13,446	△791	
その他	40,794	36,226	4,568	消防団員退職報償費等
合計	490,325	479,013	11,312	

※平成20年度・平成19年度地方財政状況調査(決算統計)による

◇議員及び長等の報酬等の状況(H21.4.1)

区分	給料月額等	期末手当
給料	市長	819,000円
	副市長	701,100円
報酬	議長	455,900円
	副議長	407,400円
	議員	388,000円
		6月期 1.60月分 12月期 1.70月分 計 3.30月分

◇部門別職員数の状況

区分	部門	職員数					21年度主な増減理由
		H21.4.1 A	H20.4.1 B	H19.4.1 C	増減数 A-B	増減数 B-C	
一般行政	議会	6	6	6	0	0	子育て支援課相談係新設 事務の統廃合・縮小による職員減
	総務	89	89	96	0	△7	
	税務	34	34	34	0	0	
	民生	64	63	65	1	△2	
	衛生	31	32	46	△1	△14	
	農水	54	55	53	△1	2	
	商工	13	14	13	△1	1	
	土木	50	52	52	△2	0	
	小計	341	345	365	△4	△20	
特別行政	教育	79	81	84	△2	△3	教育長を含む、退職による欠員不補充
	消防	78	82	81	△4	1	退職による欠員補充
	普通会計計	498	508	530	△10	△22	
公営企業等会計	水道	13	13	13	0	0	
	その他	37	38	32	△1	6	
	小計	50	51	45	△1	6	
	合計	548	559	575	△11	△16	教育長を含む

◇職員手当の状況(H21.4.1)

区分	柳川市		国		
	支給月	期末手当	期末手当	勤勉手当	
期末勤勉手当	6月期	1.40月分	0.75月分	0.75月分	
	12月期	1.60月分	0.75月分	0.75月分	
	計	3.00月分	1.50月分	1.50月分	
退職手当	区分	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
	最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
	退職時特別昇給	なし		なし	
その他加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
	1人当たり(20年度)平均支給額25,873千円				

区分	柳川市	国
扶養手当	配偶者 13,000円、被扶養者6,500円 配偶者のない場合は1人のみ11,000円 16歳から22歳までの被扶養者はさらに5,000円加算	同じ
住居手当	・持ち家月額 2,500円 ・家賃支払者 最高限度額27,000円(家賃55,000円以上)	・持ち家月額2,500円(新築・購入から5年間) ・家賃支払者 同じ
通勤手当	・交通機関利用者(電車バスなど) 55,000円まで全額支給(最高限度額) ・交通用具利用者(自動車、自転車など)=通勤キロ数に応じて支給 2,000円~24,500円の範囲	同じ

特殊勤務手当	救急手当 月額7,000円(出勤回数により日割減額あり)
--------	------------------------------

地域手当(H21.4.1)	柳川市	県	国
		0.5%	福岡市内在勤 4.5% 左記以外 3.25%

7. 市債の状況

(1) 目的別市債の借入明細書

区分	起債の目的	区分	借入額	資金区分	利率	償還期間 〔据置〕	交付税措置等
			千円		%	年	
一般公共事業	海岸高潮対策事業負担金		35,700	財政融資	1.80	20〔3〕	(財源対策債分)23,800千円の50%
	県営かんがい排水事業負担金		2,400	財政融資	1.20	10〔2〕	(財源対策債分)1,600千円の50%
	沖端漁港広域漁港整備事業負担金		22,500	財政融資	1.80	20〔3〕	(財源対策債分)14,900千円の50% (本来分)7,600千円の50%
	中島漁港広域水産物供給基盤整備事業		29,900	財政融資	1.80	20〔3〕	(財源対策債分)20,000千円の50% (本来分)9,900千円の50%
	小計		90,500				
災害復旧事業	現年発生公共土木施設災害復旧事業		30,600	財政融資	1.20	10〔2〕	借入額の95%
	現年発生農業用施設災害復旧事業		4,100	財政融資	1.20	10〔2〕	借入額の95%
	小計		34,700				
一般補助施設整備等事業	歴史を活かしたまちづくり事業	繰越	34,100	財政融資	1.40	15〔3〕	借入額の10%
	小計		34,100				
合併特例事業	消防施設整備事業		11,000	JA柳川	1.34	15〔3〕	借入額の70%
	道路整備事業		434,800	信用組合	1.15	15〔3〕	借入額の70%
	都市計画街路事業負担金		44,200	信用組合	1.15	15〔3〕	借入額の70%
	市内用排水路整備事業		107,500	JA柳川	1.34	15〔3〕	借入額の70%
	柳川駅東部土地区画整理事業		281,900	JA柳川	1.34	15〔3〕	借入額の70%
		繰越	80,000	JA柳川	1.34	15〔3〕	
		計	361,900				
	緊急時用連絡管整備事業出資金		11,000	信用組合	1.15	15〔3〕	借入額の70%
柳河小学校校舎耐震補強事業		14,000	信用組合	1.15	10〔1〕	借入額の70%	
	小計		984,400				
一般財源化事業	消防施設整備事業		17,200	JA柳川	1.34	15〔3〕	借入額の100%
臨時財政対策債	臨時財政対策債		703,800	財政融資	1.40	20〔3〕	借入額の100%
	合計		1,864,700				1,485,355千円(借入額の79.7%)

※JA柳川及び信用組合からの借入は、5年ごとの金利見直し方式による借入れのため、5年後と10年後に利率を見直すことになっています。

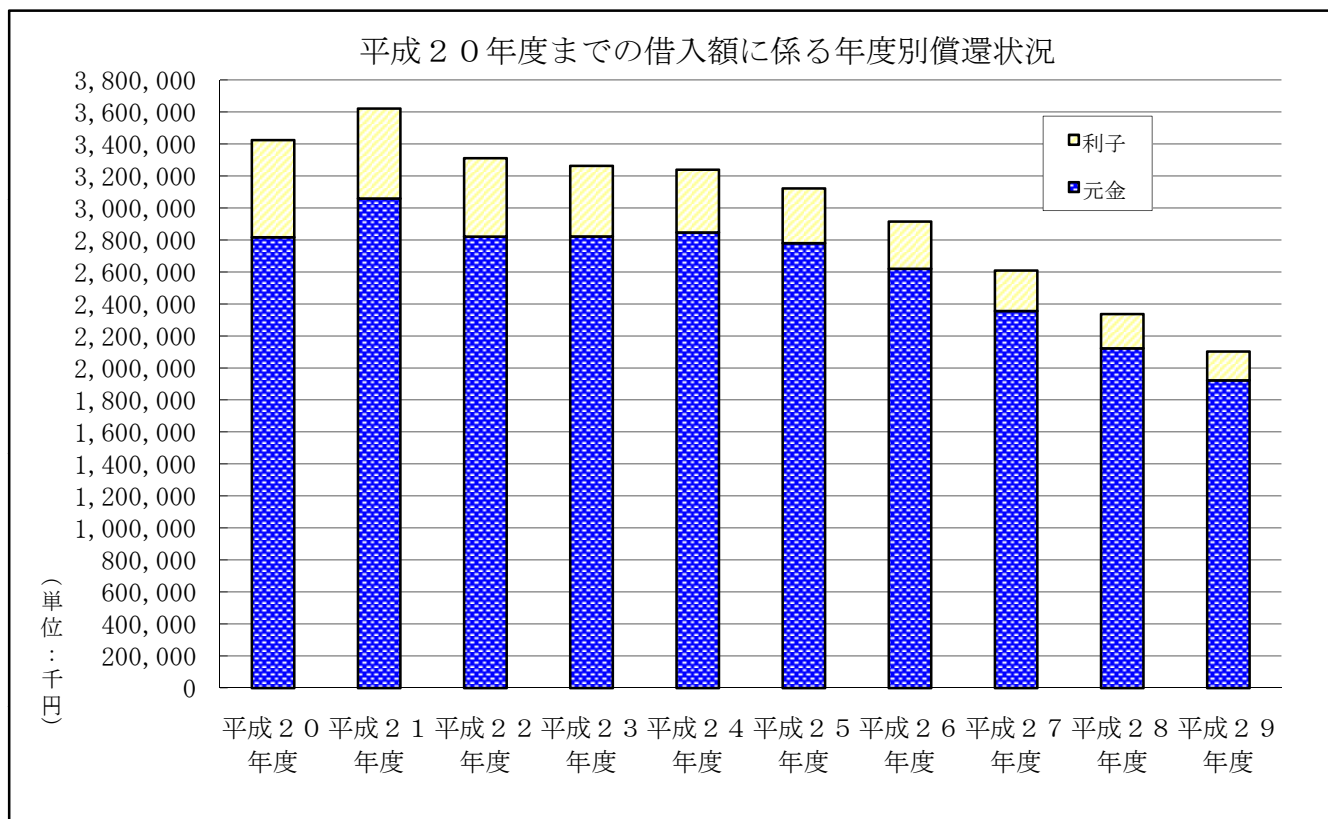
※臨時財政対策債についても10年ごとの金利見直し方式による借入れのため、借入の10年後に利率を見直すことになっています。

(2) 市債借入先別利率別現在高、年度別償還状況

(単位:千円)

	財政融資 資金	旧郵政公社 資金	地方公営等 金融機構資金	銀行等引受	共済等	その他	合計	
平成19年度末 現在高 A	14,153,035	5,720,915	3,167,924	10,247,734	562,347	38,230	33,890,185	
平成20年度 発行額 B	863,100	0	0	1,001,600	0	0	1,864,700	
平成20年度 償還元金額 C	1,387,701	348,166	316,187	692,410	57,773	15,036	2,817,273	
平成20年度末 現在高 A+B-C	13,628,434	5,372,749	2,851,737	10,556,924	504,574	23,194	32,937,612	
上記の 利率別 内訳	1.5%以下	6,951,759	1,594,094	348,414	5,324,652	349,020	23,075	14,591,014
	2.0%以下	5,323,879	2,148,281	1,190,092	4,351,657	155,554	119	13,169,582
	2.5%以下	489,534	3,508	441,882	705,975			1,640,899
	3.0%以下	133,274	808,663	201,839	157,333			1,301,109
	3.5%以下	385,717	2,732	173,705	4,138			566,292
	4.0%以下	147,293	189,624	182,780	13,169			532,866
	4.5%以下	90,283	185,626	294,588				570,497
	5.0%以下	40,931	26,351	18,437				85,719
	5.5%以下	65,764	144,438					210,202
	6.0%以下							0
6.5%以下		30,009					30,009	
7.0%以下		239,423					239,423	
7.0%超							0	

※ ・平成20年度地方財政状況調査による（平成20年度末現在高には住宅新築資金等特別会計分23,445千円を含む）
 ・平成20年度償還元金額には、公的資金の繰上償還額398,467千円を含む。



※ 上記グラフには、平成20年度：398,467千円（うち住新1,888千円）、平成21年度：419,022千円（うち住新10,379千円）の公的資金繰上償還金を含む。

8、合併特例債借入状況

国の基準による合併特例債については、まちづくり振興基金積立財源を除いた建設事業分で約274億円まで借入れ可能ではありますが、合併協議において、将来的な起債償還に係る財政負担を考慮しその半分の137億円までとなっております。なお、この合併特例債の借入れ可能期限は、原則的に平成26年度までとなっております。

【借入可能額】

(単位：千円)

項目	金額	備考
国の基準による借入可能額	29,753,200	
うち、まちづくり振興基金積立財源	2,345,500	
うち、建設事業分	27,407,700	
合併協議に基づく借入可能額	16,049,300	
うち、まちづくり振興基金積立財源	2,345,500	
うち、建設事業分	13,700,000	国基準の50%

【平成17年度から平成20年度までの借入額】

(単位：千円)

借入年度	借入額		
	基金積立分	建設事業分	合計
H17年度	2,345,500	1,157,600	3,503,100
H18年度	0	2,077,500	2,077,500
H19年度	0	1,521,900	1,521,900
H20年度	0	984,400	984,400
計	2,345,500	5,741,400	8,086,900
H21年度見込み (2号補正後)	0	1,114,600	1,114,600
計	2,345,500	6,856,000	9,201,500
H21以降借入可能額	0	6,844,000	6,844,000

(注) 平成21年度見込額には、平成20年度からの繰越分8,200千円(柳川駅東部土地区画整理事業分)を含む。

9. 各種基金の状況

【積立基金】

(単位：千円)

基金の名称・目的	元金の財源	19年度末 現在高 A	積立額 B	繰入額 C	20年度末現 在高 A+B-C	C の内訳
財政調整基金 市財政における年度間の財源の不均衡を調整するため	市有地売却益 11,970 一般財源 307,083	3,229,989	元金 319,053 利子 2,542 計 321,595		3,551,584	
減債基金 市債の償還及び管理に必要な財源を確保し将来にわたる財政の健全な運営を図る		984,728	元金 利子 3,621 計 3,621		988,349	
柳川地域振興基金 旧柳川市の区域の地域振興を図るため		713,897	元金 利子 586 計 586	14,000	700,483	柳河小学校校舎耐震補強整備事業 14,000
大和地域振興基金 旧大和町の区域の地域振興を図るため		537,187	元金 利子 570 計 570	28,000	509,757	漁業団地建設事業 20,000 B&G施設トイレ整備事業 8,000
三橋地域振興基金 旧三橋町の区域の地域振興を図るため		1,577,433	元金 利子 1,094 計 1,094	86,000	1,492,527	柳川駅東部土地区画整理事業 80,000 矢ヶ部校区学童保育施設整備事業 6,000
一般廃棄物処理施設基金 一般廃棄物処理施設の建設及び整備の資金に充てるため		525,313	元金 利子 2,515 計 2,515		527,828	
まちづくり振興基金 新市の一体感の醸成に資するためのイベントの開催、地域振興のための行事の開催、その他地域基盤の整備等に充てるため		2,472,391	元金 105,000 利子 14,883 計 119,883		2,592,274	
ふるさと元気応援基金 本市の発展、自然環境や歴史文化を継承を願い寄付された寄付金を活用して元気あるまちづくりを推進するため	寄付金 4,977		元金 4,977 利子 計 4,977		4,977	
小計(積立基金)		10,040,938	元金 429,030 利子 25,811 計 454,841	128,000	10,367,779	

【定額運用基金】

(単位；千円)

基金の名称・目的	元金の財源	19年度末	積立額	繰入額	20年度末現	備考
		現在高 A	B	C	在高 D (A+B-C)	
土地開発基金 公用もしくは公共用に供する土地を先行取得し事業の円滑な執行を図るため		684,798	元金 利子 計		684,798	Dのうち、土地開発 公社への貸付金 242,140
奨学資金等貸付基金 福岡県地域改善対策高等学校等奨学資金及び福岡県地域改善対策大学奨学金並びに福岡県大学入学一時金の貸付に関する事務を円滑に行うため		5,000	元金 利子 計		5,000	Dうち貸付金 192
高額療養費支払資金貸付基金 国民健康保険高額療養費支払資金の貸付けに関する事務を円滑に行うため		12,000	元金 利子 計	8,000	4,000	
小計(定額運用基金)		701,798	元金 利子 計	8,000	693,798	
合 計		10,742,736	元金 429,030 利子 25,811 計 454,841	136,000	11,061,577	

(注) まちづくり振興基金の積立元金については、平成20年度国の第二次補正予算に計上された地域生活対策臨時交付金を活用。

10、ふるさと元気応援基金運用状況

平成20年度に設置しました「柳川市ふるさと元気応援基金」における平成20年度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

1、基金積み立ての原資とした寄付金の状況

N O	寄付科目名	件数	金額(円)	備考
1	総務費寄付金	1	50,000	
2	ふるさと寄付金	5	1,880,000	
3	民生費寄付金	2	1,010,000	
4	教育費寄付金	3	2,036,579	
	計	11	4,976,579	

2、各使途事業別の運用状況

(単位：円)

NO	使途事業名	平成19度末 現在高	平成20年度		
			積立額	取崩額	年度末現在高
1	子供たちへの教育サポート事業	0	2,766,579 (6件)	0	2,766,579
2	掘割や自然環境の保全サポート事業	0	100,000 (1件)	0	100,000
3	歴史・文化サポート事業	0	50,000 (1件)	0	50,000
4	高齢者サポート事業	0	1,060,000 (3件)	0	1,060,000
5	産業活性化サポート事業	0	0 (0件)	0	0
6	健康スポーツサポート事業	0	1,000,000 (1件)	0	1,000,000
	計		4,976,579 (12件)	0	4,976,579

(注) 1、積立額欄の()は、寄付件数を示す。

2、ふるさと寄付金の1名の方が高齢者サポート事業と教育サポート事業の2つに分けて使途指定。

3、使途指定なし寄付金における指定状況（基金条例第3条第2項規定）

N O	使途指定事業名	件数	金額(円)	備考
1	子供たちへの教育サポート事業	1	50,000	
2	掘割や自然環境の保全サポート事業	1	100,000	
3	歴史・文化サポート事業	1	50,000	
	計	3	200,000	

1 1. 経常収支比率の状況

(単位:%)

区 分	平成20年度 A	平成19年度 B	増減 A-B	備考
1 人件費	28.2	29.4	△ 1.2	職員給の減(△22名)等(△172,619千円)
2 物件費	13.2	12.0	1.2	電算リース料等の臨経区分の見直し等による増(204,527千円)
3 維持補修費	0.7	0.7	0.0	
4 扶助費	10.4	10.4	0.0	
5 補助費等	9.3	9.6	△ 0.3	
(1)一部事務組合	3.8	4.0	△ 0.2	大川柳川衛生組合負担金の減等(△28,818千円)
(2) (1)以外	5.5	5.6	△ 0.1	
6 公債費	18.3	18.6	△ 0.3	償還利子の減等(△40,884千円)
7 投資及び出資金・貸付金	0.0	0.0	0.0	
8 繰出金	13.0	12.5	0.5	下水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計への増等(94,335千円)
合 計	93.1	93.2	△ 0.1	

12. 各財政指標及び地方財政健全化法各比率

(1) 普通会計財政指標

区 分		平成20年度	平成19年度	比較
標準財政規模	千円	15,946,401	15,938,535	7,866
基準財政収入額	算定替	6,034,930	6,166,818	△ 131,888
	一本算定	6,035,339	6,161,221	△ 125,882
基準財政需要額	算定替	13,549,604	13,449,657	99,947
	一本算定	12,399,317	12,318,236	81,081
財政力指数(3ヵ年平均)		0.50	0.49	0.01
経常一般財源比率	%	101.5	101.0	0.5
経常収支比率	%	93.1	93.2	△ 0.1
公債費比率	%	13.8	14.7	△ 0.9
公債費負担比率	%	18.2	17.0	1.2
起債制限比率(3ヵ年平均)	%	10.0	10.3	△ 0.3
現債高倍率	倍	2.07	2.13	△ 0.06
実質収支比率	%	2.24	2.16	0.08
市債現在高	千円	32,937,612	33,890,185	△ 952,573
政府	千円	19,001,183	19,873,950	△ 872,767
その他	千円	13,936,429	14,016,235	△ 79,806
積立金現在高	千円	10,367,778	10,040,937	326,841
財調基金	千円	3,551,584	3,229,989	321,595
減債基金	千円	988,349	984,728	3,621
その他特定目的基金	千円	5,827,845	5,826,220	1,625
市 税 総 額	千円	6,653,324	6,655,669	△ 2,345
一 般 財 源 総 額	千円	16,658,013	16,508,451	149,562
平成17年国調人口	人	74,539	74,539	0
住基台帳人口(各年度末現在)	人	73,231	73,814	△ 583
職員数(普通会計内)	人	498	508	△ 10
市民一人当り市税額	円	90,854	90,168	686
市民一人当り市債現在高	円	449,777	459,130	△ 9,353
市民一人当り基金額	円	141,576	136,030	5,546
職員一人当り市民数	人	147	145	2

(2) 地方財政健全化法に基づく各比率

区 分	平成20年度決算	平成19年度決算	比 較
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率(3ヵ年平均)	14.3	14.6	△ 0.3
将来負担比率	88.6	96.8	△ 8.2

(注) 1、「—」は、赤字額なしを示す。

13. 平成20年度 決算の概要(地方財政状況調査による)

(注)職員数には教育長1名を含む。

(単位：千円)

団体名	柳川市	17年 国調人口	74,539	面積	職員数(人)	一般職員	うち技能労務職	教育公務員	消防職員	臨時職員	計
類型	Ⅱ-1	21.3.31住基人口	73,231	76.90 k㎡	H21.4.1現在	420			78		498
区分	決算額	区分	決算額	収支の状況		標準財政規模			介護保険広域連合派遣		11
地方税	6,653,324	人件費	4,898,225	歳入総額	A	普通交付税	7,508,063	国保会計			15
地方譲与税	356,025	うち職員給	3,168,935		26,456,663	標準税収入額等	7,734,490	後期高齢会計(派遣1名を含む)			3
利子割交付金	30,717	扶助費	5,246,178	歳出総額	B	臨時財政対策債発行可能額	703,848	下水道会計			8
配当割交付金	8,556	公債費	3,423,717		26,028,438	計	15,946,401	水道会計			13
株式等譲渡所得割交付金	3,386	元利償還金	3,423,671	歳入歳出差引額	C	収入状況(現年課税分)		合計		548	
地方消費税交付金	607,970	一時借入金利子	46	A-B	428,225	調定済額	6,712,944	積立金現在高	財調基金	3,551,584	
ゴルフ場利用税交付金		(小計)	13,568,120	翌年度へ繰り	D	収入済額	6,583,444		減債基金	988,349	
特別地方消費税交付金		物件費	2,764,140	越すべき財源	71,113	徴収率(%)	98.1		その他	5,827,845	
自動車取得税交付金	173,957	維持補修費	140,649	実質収支	E	財政力指数の状況		地方債現在高	政府資金	19,001,183	
軽油引取税交付金		補助費等	1,863,022	C-D	357,112	基準財政需要額	12,399,317		その他	13,936,429	
地方特例交付金	79,741	うち一部組合負担金	680,585	単年度収支	F	基準財政収入額	6,035,339	現債高倍率(倍)		#DIV/0!	
地方交付税	8,744,337	繰出金	2,628,635		12,534	財政力指数(3年平均)	0.50	債務負担行為額 (翌年度以降支出予定額)	物件の購入等		
内訳	普通交付税	7,508,063	積立金	454,841	積立金	G	公債費比率等の状況(%)		保証又	確定	
	特別交付税	1,236,274	投資及び出資金、貸付金	354,151	321,595	公債費比率	13.8		は補償	未定	
交通安全対策特別交付金	15,666	前年度繰上充用金		繰上償還金	H	公債費負担比率	18.2		その他	2,446,979	
一般財源(計)	16,673,679	投資的経費	4,254,880		398,467	起債制限比率(3カ年平均)	10.0		実質的なもの	253,724	
分担金及び負担金	517,882	うち人件費	65,760	積立金取崩し額	I	健全化比率	実質赤字比率	-	土地開発基金現在高		684,798
使用料	216,892	普通建設事業費	4,059,411			(%)	連結実質赤字比率	-	歳出決算構成比の状況(%)		
手数料	138,379	補助事業費	1,871,951	実質単年度収支	J	実質公債費比率	14.3	義務的経費		52.1	
国庫支出金	3,637,198	単独事業費	1,907,563	F+G+H-I	732,596	将来負担比率	88.6	人件費		18.8	
国有提供交付金		その他	279,897	歳出決算倍率(倍)		その他の指標(%)		公債費		13.2	
県支出金	2,173,807	災害復旧事業費	195,469		#DIV/0!	実質収支比率	#DIV/0!	投資的経費		16.3	
財産収入	76,920	失業対策事業費		經常一般財源等収入	16,175,034	經常収支比率	93.1(97.3)	普通建設事業費		15.6	
寄附金	5,577			經常経費充当一般財源	15,055,334	うち人件費	28.2(29.4)	うち単独事業費		7.4	
繰入金	136,000					うち公債費	18.2(19.1)	失業対策事業費			
繰越金	383,268							その他		31.6	
諸収入	632,361			(注) 公債費負担比率=(13表32行11列) / [(13表38行11列)+(13表40行11列)]				公営事業会計への繰出			
地方債	1,864,700			經常一般財源比率=經常一般財源等収入/標準財政規模				国民健康保険事業		512,622	
うち減税補てん債				比率の欄は小数点第2位を4捨5入し、倍率の欄は小数点第3位を4捨5入する。				老人保健医療事業		71,655	
うち臨時財政対策債	703,800			經常収支比率の()は、減税補てん債及び臨時財政対策債を經常一般財源等から除いたもの				介護保険事業		651,078	
				(注) 經常一般財源等収入には、臨時財政対策債を含む。				公共下水道事業		495,311	
歳入合計	26,456,663	歳出合計	26,028,438					後期高齢者医療事業		897,969	

財 政 用 語 集

(1)形式収支

形式収支は、出納閉鎖期日における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表示したものである。

$$\text{※形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

(2)実質収支

実質収支は、形式収支から事業繰越等に伴い翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額であり、いわゆる発生主義の要素を加味して財政収支の結果をとらえたものである。これは、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を意味するものであり、財政運営の状況を判断するポイントとなる。

$$\text{※実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

(3)単年度収支

当該年度の実質収支からの前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度のみの実質的な収支と支出の差額を意味する。

区 分	前年度の実質収支が黒字	前年度の実質収支が赤字
単年度収支が黒字	新たな剰余が生じた	過去の赤字の解消
単年度収支が赤字	過去の剰余金を喰う	赤字額の増加

$$\text{※単年度収支} = \text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

(4)実質単年度収支

実質単年度収支は、単年度収支に当該年度に措置された黒字要素(財政調整基金積立金、繰上償還)又は赤字要素(財政調整基金積立金取崩し)を除外した場合、単年度収支が実質的にどのようになったか検証するものである。

$$\text{※実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} + \text{地方債繰上償還額} \\ - \text{財政調整基金取崩し額}$$

(5)実質収支比率

実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支額が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。経験的には3%~5%程度が望ましいといえる。

$$\text{※実質収支比率}(\%) = \text{実質収支額} \div \text{標準財政規模}$$

(6)経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源等(臨時財政対策債を含む)がどの程度充当されているかを表す比率である。

以前は都市では、「75%～80%未満……妥当である。80%以上 ……弾力性を失いつつある。」と言われていたが、近年の国の三位一体改革等による厳しい地方財政状況から、妥当の範囲は90%未満と言える。

$$\text{※経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常経費に充当される経常一般財源等}}{\text{経常一般財源等の額}}$$

(7)標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量(規模)

$$\text{※標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 \div 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

(8)公債費比率

公債費比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率である。この比率が10%を越さないことが望ましいとされる。

$$\text{※公債費比率(\%)} = \frac{\text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} + \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費}}$$

(9)起債制限比率

地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものである。

15%～20%未満の団体……要注意団体

20%～30%未満の団体……一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限

30%以上 ……一般事業債の制限

$$\text{※起債制限比率(\%)} = \frac{\text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} + \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費} + \text{事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - (\text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費} + \text{事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費})}$$

(10)公債費負担比率

公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金利子に係るものも含まれる。

15%……警戒ライン、20%……危険ライン

公債費充当一般財源(一時借入金利子、

転貸債及び繰上償還額を含む)

$$\text{※公債費負担比率(\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源(一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む)}}{\text{一般財源総額}}$$

(11) 財政力指数

当該団体の財政力(体力)を示す指標であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去の過去3か年の平均値で示す指数である。

(12) 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定したものである。

(収入実績でなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有する。)

(13) 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準で行政を行うための財政需用のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定したものである。

(14) 自主財源と依存財源

自主財源とは、地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に収入するものを指し、依存財源とは、国や県の意思決定に基づき収入されるものをいう。

※自主財源……地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

※依存財源……地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債

(15) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$$

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(16) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模}}$$

- ・(A)一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち

ち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

- ・(B)公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
- ・(C)一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・(D)公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(17)実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金 (E)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3カ年平均}$$

・(E)準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの

※一定の比率を超える場合の規制

- ・18%以上……地方債の借入れに国(県)の許可が必要となる。
- ・25%以上……一般事業等に係る地方債の借入れが制限される。

(18)将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (F)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・(F)将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※公営企業の経営の健全化では、資金不足比率(資金の不足額／事業の規模)を用いる。

- ・資金の不足額: 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業の規模: 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額